⑶ Nature and Quantity of the services to be purchased :
① Cleaning in Hanahata housing complex, Urban Renaissance Agency, 1 set
② Cleaning in Takenozuka Daiichi housing complex, Urban Renaissance Agency, 1 set
③ Cleaning in Oyata 1-chome housing complex, Urban Renaissance Agency, 1 set
④ Cleaning in Kanamachi Ekimae housing complex, Urban Renaissance Agency, 1 set
⑤ Cleaning in Aoto Daiichi housing complex, Urban Renaissance Agency, 1 set
⑥ Cleaning in Urban Life Higashi Shinkoiwa housing complex, Urban Renaissance Agency, 1 set
⑷ Fulfillment period : From 1 April 2024 to 31 March 2029.
⑸ Fulfillment place : As shown in the tender documentation.
⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall.
① not come under Articles 331 and 332 of the Urban Renaissance Agency's Rules for the Operation of Accounting practice.
② have been qualified for the proposal of procurement of the Classification of "Service offer" through the Examination of qualifications for the Participation in the Competitive Tendering Procedures for Procuring Equipment by East Japan District, Urban Renaissance Agency in the fiscal year 2023 and 2024.
③ not be currently under a suspension of nomination as instructed by East Japan District, Urban Renaissance Agency.
④ have proven record of experiences of the services concerned.
⑤ meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify.
⑺ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents 6 October 2023.
⑻ Time-limit for the submission of tender documents 12 : 00 PM 28 November 2023.
⑼ Contact point for the notice : Johoku Residence Center, UR COMMUNITY INC, As deputy for Urban Renaissance Agency, 4th Floor, Shitaya Building, 5―2―5 Higashi Ueno, Taito-Ku, Tokyo, TEL 03―3842―4611.
⑽ Other : For details concerning this tender, refer to the Tender explanation.

入 札 公 告

独立行政法人都市再生機構公告第７号

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年９月15日
独立行政法人都市再生機構
業務受託者
株式会社ＵＲコミュニティ
北海道住まいセンター
センター長　鈴木　正弥

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　01
1　調達内容
⑴　品目分類番号　75
⑵　購入等件名及び数量
①　ＵＲ賃貸住宅団地内一般清掃等業務（菊水三条団地他５団地）一式
②　ＵＲ賃貸住宅団地内一般清掃等業務（円山北町団地他６団地）一式
③　ＵＲ賃貸住宅団地内一般清掃等業務（新木の花団地他３団地）一式
④　ＵＲ賃貸住宅団地内一般清掃等業務（花川中央団地）一式
⑤　ＵＲ賃貸住宅団地内一般清掃等業務（あけぼの団地）一式
⑥　ＵＲ賃貸住宅団地内一般清掃等業務（五輪団地他１団地）一式
⑦　ＵＲ賃貸住宅団地内一般清掃等業務（大麻宮町団地他２団地）一式
⑧　ＵＲ賃貸住宅団地内一般清掃等業務（北広島北進町団地他２団地）一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　令和６年４月１日から令和11年３月31日まで
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を別途提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
⑵　令和５・６年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。
⑶　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部長等から指名停止の通知を受けていないこと。
⑷　当該業務と同等の業務に係る履行実績があることを証明した者であること。
⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
⑹　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者もしくはこれに準ずる者でないこと。
⑺　その他当社が必要と定める資格を有する者であること。
3　総合評価に係る事項
⑴　総合評価の方法
①　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③及び④により得られた「技術評価点」との合計値をもって行う。
②　価格評価点の算出は、以下のとおりとし、満点は50点とする。
価格評価点＝50×（１－入札価格／予定価格）
※小数点第３位切捨て
③　技術評価点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、評価項目毎に評価を行い満点は100点とする。
※評価員の単純平均とし、小数点以下第３位四捨五入
④　本業務に係る「業務実績評価結果（令和３年10月実施）」「業務実績評価結果（令和４年10月実施）」「業務実績評価結果（令和５年10月実施）」の「要改善」評価の割合に応じて、技術評価点合計点から減点することとする（各年度対象の事業者は合算の上評価）。
⑵　落札者の決定方法　入札価格があらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記⑴によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。
落札者となるべき者の入札価格が、当社の予定価格の基準に満たない場合には、落札決定を保留し、当該業務の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、当該入札を行った者に対する事情聴取等の調査を実施する。
4　入札手続等
⑴　入札説明書の交付期間及び交付方法
交付期間　令和５年９月15日（金）から令和５年11月28日（火）まで
交付方法　入札説明書、仕様書、競争参加資格確認申請書等その他入札関係書類、契約書等は独立行政法人都市再生機構ホームページからダウンロードすること。
⑵　申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法
提出期間　令和５年９月15日（金）から令和５年10月６日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日、午前10時から午後５時まで